

近 畿 地 方 建 設 局
資 料 配 付

配 布 日 時	平成12年9月1日
------------	-----------

件 名	尼崎訴訟に係る大阪高等裁判所の和解勧告に対する回答について
-----	-------------------------------

取 扱 人	_____
-------	-------

配 布 先	近 畿 建 設 記 者 ク ラ ブ 大 手 前 記 者 ク ラ ブ 大 阪 司 法 記 者 ク ラ ブ
-------	---

問い合わせ先

建設省近畿地方建設局道路部路政課

課 長 多田 治樹(内線 4151)

電話:06-6942-1141(代表)

電話:06-6942-0478(夜間直通)

平成12年9月1日
近畿地方建設局

尼崎訴訟に係る大阪高等裁判所の和解勧告に対する回答について

8月29日、尼崎有害物質排出規制等請求控訴事件(尼崎訴訟)の第2回進行協議において、大阪高等裁判所から和解勧告が出されました。

これに対し、本日、法務省から大阪高等裁判所に対して、「本件については、判決をいただきたいと考えており、和解勧告には応じかねます。なお、控訴審の審理が迅速に終結できるよう、最大限の努力をしたいと考えております。」と回答しました。

<近畿地方建設局 佐野正道 道路部長の談話>

今回の和解勧告は、控訴審での審理も行われないうちに提出されたもので、当方としても因果関係等について主張すべき諸点もあり、今回の和解勧告は受け入れられないと判断したものです。

当方としては、裁判所に控訴審での迅速な審理をお願いすることとし、そのために出来る限りの努力をしてまいりたい。

(以 上)